

様式第9号(第8条関係)

岐阜市告示第215号

### 要措置区域の公示について

土壤汚染対策法第6条(第2項・~~第5項~~)の規定により、下記のとおり要措置区域を(指定・~~解除~~)した旨、告示します。

令和 5年 7月 28日

岐阜市長 柴橋 正直

#### 記

#### 1 (指定・~~解除~~)理由

土壤汚染対策法施行規則第31条の基準に適合せず、土壤汚染対策法施行令第5条の基準に該当する。

#### 2 (指定・~~解除~~)区域

岐阜市橋本町3丁目20番1、20番2、21番、21番2の各一部  
(別添のとおり)

#### 3 当該要措置区域において指定基準に(適合しない・~~適合する~~)特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

#### 4 講ずべき指示措置・~~講じられた実施措置~~

当該土地において地下水の水質の測定を行うこと  
基準不適合土壌以外の土壌により覆うこと



図1 要措置区域の位置図

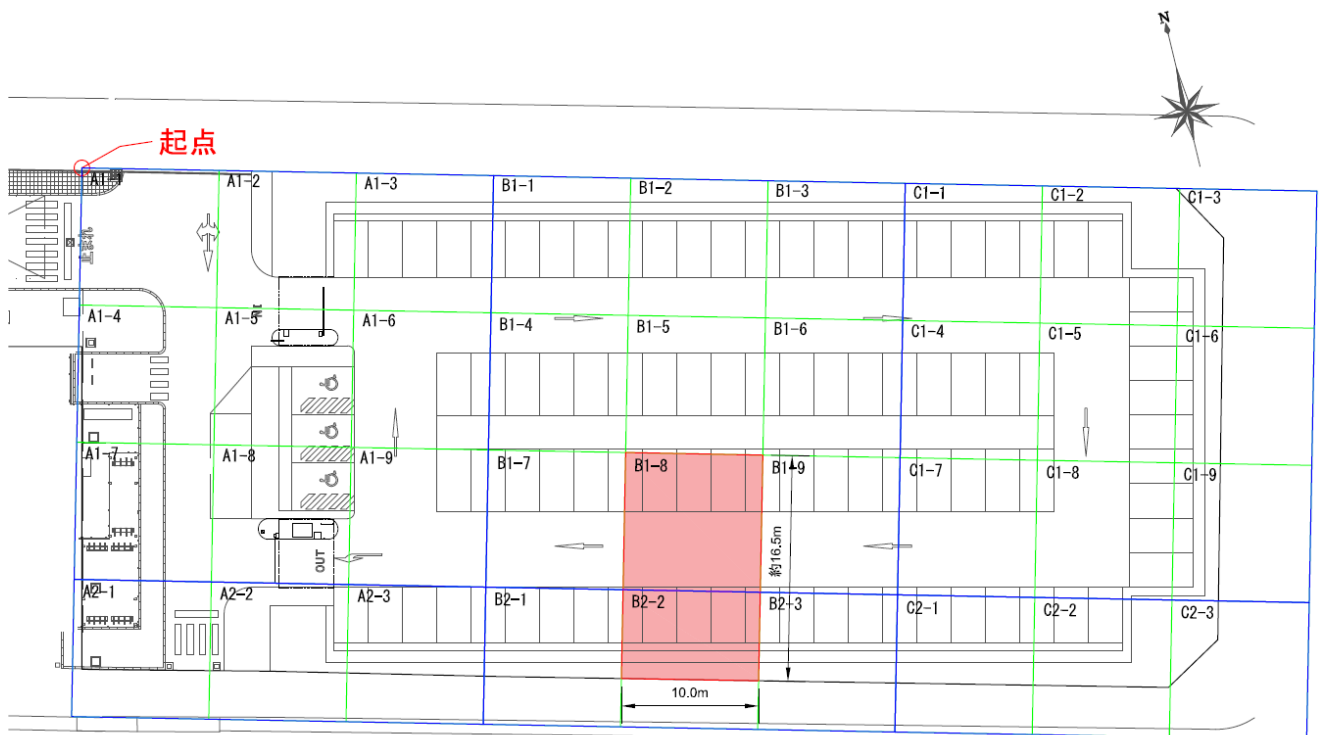


図2 要措置区域図